

## 大学支援フォーラム PEAKS 幹事会運営規則（令和4年9月27日）

## （目的）

第1条 本規則は、大学支援フォーラム PEAKS(Leaders' Forum on Promoting the Evolution of Academia for Knowledge Society)（以下「フォーラム」という。）規約第4条の規定に基づき、幹事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （座長の選任）

第2条 座長は、幹事会構成員の互選により選任する。

2 座長の任期は選任後3年とする。ただし、再任することはできないものとする。

## （構成員の選任）

第3条 構成員は、座長がフォーラムのメンバーから指名し、全体会合の承認を得て決定する。

2 構成員は20名以内とする。

3 構成員の任期は選任後3年とする。ただし、再任は妨げない。

4 構成員に欠員を生じたときは、都度補充する。ただし、この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 構成員には関係府省に所属するものは含めない。

## （成立要件）

第4条 幹事会は、構成員の過半数の出席をもって成立とする。

2 幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

3 構成員は、幹事会に出席できない場合であっても、あらかじめ定めた代理人を幹事会に出席させ、その意見を表明し、議決に参加することができる。

4 構成員は、幹事会に出席できない場合であっても、幹事会において文書によりその意見を表明し、議決に参加することができる。

5 前2項の規定により、幹事会においてその意見を表明し、議決に参加した構成者については、出席があったものとみなす。

6 当該議事の審議は、電磁的方法により実施することができる。

## （議事録）

第5条 座長は、幹事会において決議した内容等を記録した議事録を作成し、原則公開するものとする。ただし、座長が公開しないことを適当としたときは、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により議事録を非公開とした場合は、その理由を公表するものとする。

## （改訂）

第6条 本規則の改定は、幹事会において決議する。

附則

本規則は、令和4年9月27日から施行する。